

◎ 4月以降、歯科訪問診療をされる先生方へ

忘れていませんか「歯科訪問診療料の注13に規定する基準」の施設基準の届出

2016年4月歯科診療報酬改定で、歯科訪問診療料を歯科診療所で2017年4月1日以降も算定するには、3月31日までに、近畿厚生局兵庫事務所へ施設基準の届出が必要となりました。届出がないと、歯科訪問診療料の算定ができず、初診時234点（歯訪診（初））、再診時45点（歯訪診（再））の算定となり、急性対応加算も算定できなくなります。

◆「歯援診」以外の先生

歯援診以外の、歯科訪問診療を2017年4月1日以降に行う予定の先生は、「歯科訪問診療料の注13に規定する基準（歯訪診）」の施設基準の届出が必要です。届出前1月間の実績は延べ人数で、訪問診療の実績がまだないが今後実施予定の先生の場合は0人と記載して届出して下さい。

届出添付書類は、様式21の3の2。届出書の別添2のタイトルは「歯科訪問診療料の注13に規定する基準」と記載して提出してください。「届出番号」欄は記載不要です。

◆「歯援診」届出済みの先生

「在宅療養支援歯科診療所（歯援診）」様式18の届出添付書類の様式が変更されています。2016年3月までに届出済みで、4月以降再提出していない先生も、在宅専門でない先生は1～8までの項目のみを記載して、3月31日までに再提出が必要です。研修受講歴部分は、過去の届出受理通知のコピーを添付することでも構いません。

※【注意】2016年4月改定以降、「歯訪診」は届出済みで、「歯援診」の再届出はまだ行っていない先生がおられます。3月31日までに再度届出用紙を提出しないと、「歯援診」の届出自体が「無効」となり、2017年4月以降、歯在管の点数において、歯援診の240点が算定できず、180点となりますのでご注意ください。

届出様式は近畿厚生局HPもしくは、下記からもダウンロード可能です。

協会ウェブサイトトップページ→歯科部会だより→歯科部会からのお知らせ

4月からの歯科用貴金属価格の随時改定について

1月25日中医協総会で、2017年4月1日から歯科用貴金属価格が改定されることとなった。告示価格が改定となり引き上げとなるのは、次の2品目。

- ・歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品）1,206円→改定後1,279円（+73円）
- ・歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状（金12%以上JIS適合品）1,096円→改定後1,186円（+90円）